

新しい市民公益税制に関する

沖縄県内市町村における住民税条例の改正状況調査結果

(市町村民税の寄附金控除状況調査)

2012.2.15

■本調査の主旨

本調査では、沖縄県の各市町村の住民税の寄附金控除の条例制定状況を把握するため、41 市町村に対するアンケートと調査を実施しました。

住民税（県民税・市町村民税）の寄附金控除の制度は、従来は地方公共団体もしくは共同募金会・日本赤十字社等への寄附に適用されてきましたが、平成 20 年と昨年平成 23 年の地方税法の改正により、その対象が地域社会を支える市民公益活動団体へ徐々に拡大されてきました。平成 20 年 4 月の改正では公益法人や認定 NPO 法人等の特定寄附金、そして平成 23 年の改正では、認定 NPO 法人以外の NPO 法人をも、その対象とすることができるようになりました。しかし、これらの市民公益活動団体への寄附金を住民税控除の対象とするには、各自治体で住民税条例で対象となる法人の種類、あるいは具体的な法人名を指定している必要があります。

本調査では、県内各市町村にご協力いただき、寄附金控除に関する住民税条例の条文を入手し、各市町村での住民税の寄附金控除の制度の状況をまとめました。

■調査結果のポイント

40 市町村の住民税条例で、公益活動団体への寄附金が控除の対象となっていました。

しかし、寄附金控除の対象が狭く、寄附で社会を支える市民がこの制度を利用できません。

寄附金控除の対象となる寄附金の種類や、その市町村内に事務所を置く法人への寄附金に限るか否かなど、市町村ごとにその設定が異なりますが、ほとんどの市町村でその種類は狭く、沖縄が良くなるように寄附で社会貢献をしたいと考える市民の、制度面での後押しにはなっていません。

県民みんなが沖縄県全体を支え合う「新しい公共」の形成をめざして

県内で活動する市民公益活動団体へ、寄附金控除の対象枠の拡大が待たれます。

住民税の寄附金控除の制度は、地域の市民公益活動団体を支援し、地域社会をみんなで支えることをめざすものです。各市町村においてこの制度をもう一度見直し、沖縄県民がみんなで沖縄を支え合う体制づくりをめざす必要があるのではないのでしょうか。

■本調査の主旨

平成 23 年 6 月、「市民公益税制（新寄附税制）」と「改正 NPO 法」が成立・施行され、国レベルでの NPO 等市民公益活動に対する支援の制度が大きく改善されました。新しい市民公益税制では、所得税からの寄附金控除が所得控除方式に加え税額控除方式との選択制になり、また住民税においては、条例での指定によって公益法人や認定 NPO 法人も住民税の軽減措置対象に含めることができるようになりました。そして、改正 NPO 法では、認定要件の緩和が行われ、税制優遇を受けられる認定 NPO 法人の増加が予想されます。また平成 24 年 4 月からは、認定機関も国税庁から都道府県へと権限委譲されます。

こうした制度の変更は、地域社会の課題解決の担い手の増加・成熟、いわゆる「新しい公共」への政府の期待が背景となっています。沖縄県内においても、「新しい公共」の担い手のひとつとして期待の高まる NPO 等公益活動団体を、制度面からも支援することにより、地域社会の課題解決を後押しすることが可能です。沖縄県では、すでに県民税の軽減措置となる寄附金の税額控除の対象の拡大を、平成 21 年 12 月の条例改正により実現しています。

そこで本調査では、沖縄県の各市町村における住民税の寄附金控除に関する条例改正の状況を把握するため、41 市町村に対するアンケートを実施しました。この結果は、広く県民に周知し、市民みんなが公共を支える社会の実現に寄与してまいります。

実施主体 沖縄県（新しい公共支援事業）

実施機関 公益財団法人みらいファンド沖縄

（新しい公共の人材育成と資金循環の持続可能なしくみ構築事業共同体）

■本調査結果に関するお問合せ

公益財団法人みらいファンド沖縄

903-0812 那覇市首里当蔵町 1-11-20 新垣ビル 1F

TEL. 098-884-1123 FAX. 098-884-1124

e-mail. office@miraifund.org <http://miraifund.org>

1. 調査の背景

・平成20年4月30日に公布された「地方税法の一部を改正する法律」により、個人住民税の寄附金控除について、控除対象となる寄附金を、都道府県・市町村が条例で指定できるようになった。同時に、控除方式が所得控除から税額控除に、適用下限額が10万円から五千円に大幅に緩和された。

→特定寄附金が住民税の寄附金控除の対象に

- ・平成20年4月、「ふるさと納税制度」創設。
- ・平成20年12月、公益法人制度三法施行。
- ・平成21年9月、民主党政権誕生。「新しい公共の担い手を支える環境を税制面から支援する」。
- ・平成21年12月、沖縄県税条例が改正。従来の控除対象であった、都道府県・市町村・住所地の都道府県の共同募金会・住所地の都道府県の日本赤十字社の支部に加え、独立行政法人・地方独立行政法人、公益法人（特例民法法人を含む）、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、認定特定公益信託、認定NPO法人（いずれも県内在の法人に限る）へも拡大した。
- ・平成22年12月発表の税制大綱に、「市民公益税制」が盛り込まれる。
- ・平成22年12月ごろから各地に「タイガーマスク」が登場。
- ・平成23年3月11日、東日本大震災が発生。
- ・平成23年6月、「現下の厳しい経済情勢に対して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により、寄附金控除の制度改正。所得税では、従来の所得控除方式と新設の税額控除方式との選択制になった。そして住民税では、認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金も、条例指定によって控除の対象とすることが可能になった。また、所得税、住民税ともに、適用下限額が五千円から二千円に引き下げられ、より小額の寄附でも税制優遇を受けやすくなった。

→寄附金の税制優遇が大幅に拡大

→認定NPO法人以外のNPO法人へも対象拡大が可能に

「2011年は寄付元年」と言われはじめる

- ・同じく平成23年6月22日、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（改正NPO法）が公布。認定NPO法人の認定要件が緩和。同時に、翌年度から認定機関が、国税庁から各都道府県へと委譲される。
- ・平成23年10月、沖縄県税条例改正。住民税の寄附金控除の適用下限額を引き下げ。

【参考】

NPO法人数（平成23年12月末現在） 全国 44,053 法人 沖縄県 495 法人

内、認定NPO法人 全国 243 法人 沖縄県 2 法人（アンビシャス、メッシュ・サポート）

2. 調査の概要

■調査の目的

県内で NPO 等公益活動団体が、今後ますます地域社会の課題解決への取組みを活発化し、より暮らしよい沖縄の実現をめざすため、その制度面での支援状況を把握する。これにより、県内の認定 NPO 法人及び公益法人（公益社団法人・公益財団法人。特例民法法人含む）に対する支援（寄附）を促進し、同時に寄附金の税制優遇に関する市民の理解を促進することにより、沖縄県内の寄附に関する社会環境の整備を図る。

■調査の方法

県内 41 市町村に対するアンケート。

アンケートについては、2 種類を用意し、税制担当課と市民協働・NPO 担当課へそれぞれ送付。調査期間は、平成 23 年 12 月 28 日～平成 24 年 1 月 17 日。

■調査事項

(1) 条例での指定状況

各市町村における、「住民税の寄附金控除」の条例制定状況について、主に税制担当課を対象にアンケート調査を行った。

具体的には、市町村民の住民税条例において、寄附金控除の対象となる法人の指定状況について尋ね、集計を行った。なお、正確を期すため、住民税条例の該当箇所を合わせて入手し、各担当者へヒアリングを行った。

(2) 4 号指定の認知状況

平成 23 年 6 月の地方税法改正で新設された制度の認知について、主に市民協働・NPO 担当課を対象にアンケート調査を行った。

具体的には、住民税の寄附金控除の対象寄附金として、認定 NPO 法人以外の NPO 法人への寄附金を指定できる制度（4 号指定）の認知について尋ねた。

■回答数

条例での指定状況、4 号指定の認知状況、いずれも、すべての市町村より回答を得た。

【解説1】3号指定、4号指定とは

地方税法では、都道府県・市町村はその住民税条例において、寄附金に対する税額控除を制定することができるものと定めており、どの寄附金を対象とするかは、各自治体の判断による。

地方税法で定める、住民税控除の対象とすることが可能な寄附金の種別は、第37条の2（都道府県民税）および第314条の7（市町村民税）のいずれもにおいて、以下のように規定されている。

【第1号】 都道府県・市町村への寄附金

【第2号】 財務大臣が指定する寄附金（日本赤十字社、共同募金会等）

【第3号】 独立行政法人、地方独立行政法人、公益法人（特例民法法人含む）、社会福祉法人、学校法人、更生保護法人、認定特定公益信託、認定NPO法人等への寄附金

【第4号】 認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金

このことから、第3号に含まれる法人への寄附金を住民税の税額控除の対象とすることを「3号指定」、第4号の認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金については「4号指定」と通称される。

なお、第1号と第2号については、平成20年の地方税法改正以前から存在し、第3号は平成20年改正、第4号は平成23年改正で追加された。

表 都道府県・市町村において住民税の寄附金控除の指定が可能な法人の種類

個人住民税の控除対象寄附金の拡大

寄附金の区分	所得税	個人住民税	
1 国に対する寄附金	○	×	
2 地方団体に対する寄附金	○	○ [ふるさと寄附金]	
3 公益社団法人、公益財団法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして指定したもの	○	○(※)	
4 特定公益増進法人に対する寄附金	① 独立行政法人	○	
	② 試験研究、病院事業の経営、社会福祉事業の経営及び介護老人保健施設の設置及び管理を主たる目的とする地方独立行政法人	○	
	③ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社	○	
	④ 公益社団法人・公益財団法人(旧民法34条により設立された法人で科学技術の研究などを行う特定の法人等を含む(平成25年11月までの経過措置))	○	
	⑤ 私立学校法人で、学校の設置若しくは学校及び専修学校、若しくは各種学校の設置を主たる目的とする法人	○	
	⑥ 社会福祉法人	○	
	⑦ 更生保護法人	○	
5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	○	○	
6 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金(平成25年11月までの経過措置)	○	○	
7 NPOに対する寄附金	① 国税庁長官が認定したNPO法人	○	
	② ①以外のNPO法人のうち都道府県・市区町村が条例で指定したもの	×	○
	③ ①及び②以外のNPO法人	×	×
8 政党等に対する政治活動に関する寄附金	○	×	

(※) 住所地の共同募金会及び日赤支部に対する寄附金

都道府県・市区町村が条例で指定すれば ○

拡大対象

出典：総務省ホームページ

【解説 2】住民税条例における寄附金控除の指定方法について

指定の方法には、住民税の寄附金控除を規定する条文（概ね第 34 条 7）の内容によって大きく「包括指定」と「個別指定」に分かれる。例えば「次の各号に掲げる寄附金」として条文で大きく括って指定する場合は「包括指定」と呼ばれ、「次の各号に掲げる寄附金のうち、別表に掲げるもの」として別表で個別の法人名を指定する場合は「個別指定」となる。いずれの方法にするかは、都道府県・市町村の裁量によることができる。なお、沖縄県の指定方法は「包括指定」である。

本調査で県内市町村の住民税条例を詳しく見ると、その派生形があり、一概に「包括指定」か「個別指定」かの 2 つでは説明しにくい状態となっている。

包括指定の条文体例

→特定の法人名は記載せず、その法人格を持つ法人への寄附金をすべて控除の対象とするパターン

第 34 条の 7 所得割の納税者が、前年中に次の各号に掲げる寄附金又は金銭を支出した場合には、（地方税）法 314 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額……をその者の所得割の額から控除するものとする。……。

- (1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（……）
- (2) ……
- (3) ……
- (4) ……財務大臣が指定した寄附金（県内に事務所を有する法人に対するものに限る。）
- (5) ……独立行政法人に対する寄附金（県内に事務所を有する法人に対するものに限る。）

（以下略）

個別指定の条文体例

→別表を付すなどして、個別の法人の名称を挙げて指定するパターン

第 34 条の 7 所得割の納税者が、前年中に次の各号に掲げる寄附金又は金銭（ただし、別表 1 に掲げるものに限る）を支出した場合には、（地方税）法 314 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額……をその者の所得割の額から控除するものとする。……。

- (1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（……）
- (2) ……
- (3) ……
- (4) ……財務大臣が指定した寄附金
- (5) ……独立行政法人に対する寄附金

（以下略） →別表が付き、表中に名称が記載された法人が指定対象となる。

3. 調査結果

(1) (住民税の寄附金控除の) 条例での指定状況

沖縄県内 41 市町村の各住民税条例において、住民税の寄附金控除について、3 号指定がなされているかを、各市町村の税制担当部署に対し実施し、全市町村より回答を得た。なお、回答を担当した職員より、現時点での住民税条例における寄附金控除に関する条文を FAX にて送信いただき、アンケートの回答内容との照合を行い、その上でヒアリングを行った。

3 号指定に相当する指定をすでに行っているのは 40 市町村で、指定がまだなのは竹富町のみであった。しかしながら、指定済みの 40 市町村で、その指定の方法は多種多様であり、22 市町村で実質は市町村社会福祉協議会のみ指定であることが分かった。

また、アンケートの回答では「指定なし」との回答が相次いだが、取り寄せた住民税条例の内容を読むと、3 号指定に相当する指定があるにも関わらず「指定なし」と回答していた市町村が多くあった。この原因のひとつは、地方税法の平成 20 年改正時点から住民税条例の寄附金控除の箇所を改正しておらず、その内容のままでも 3 号指定に相当する指定があると気付かなかったことが挙げられる。また一方で、すでに平成 23 年改正に合わせて住民税条例を改正したが、実際には指定の対象がない（空欄等）ため「指定なし」との回答をしたケースもあった。

結果の一覧については本報告書（概要版）の末尾に付する。

< 指定の方法について調査結果表における表示 >

条例の設け方が市町村によってまちまちであり、調査の結果をまとめた表では、以下のように分類し印を付けた。

- 条文で包括指定、または、別表で全てを指定
- 条文で個別指定
- ▲ 別表で個別指定あり
- △ 別表が空欄（指定なしと解釈）

以下に、概況を記す。

全体

- ・ 41 市町村のうち、40 市町村で 3 号指定に相当する指定がなされている。
- ・ 包括指定と個別指定、またそれらを併用しているところもあり、市町村ごとに指定状況が異なり非常に複雑になっている。
- ・ 県民税条例と同じ指定範囲をとっているのは、読谷村、西原町、北中城村、中城村、多良間村である（指定方法は包括指定・個別指定が混在）。ただし、読谷村のみ村内に主たる事務所のある

法人への寄附金に限っているが、他は県内に事務所のある法人への寄附金を対象としている。

- ・ 3号指定を行っている40市町村のうち、7町村が、当該市町村内に住所地のある法人のみと限定を加えている。
- ・ 西原町、北中城村、中城村では、指定の範囲を沖縄県税条例に準ずると条文に記載している。
- ・ 別表での個別指定において、その表が空欄の場合、包括扱いとするか指定なしとするかは、各市町村での解釈により異なる。
- ・ 条文の文面から汲み取れる指定の範囲と、市町村が考える指定の範囲が異なる場合があった。
- ・ 社会福祉法人の指定が、22市町村で市町村社会福祉協議会のみとなっている。
- ・ 傾向として、特定公益増進法人やNPO法人の設立数が少ない、本島中北部や離島の方が、条例改正だけは済ませておき、指定はなしとしているところが多い。人口の多い地域ほど、条例改正に慎重である。

11市での比較

- ・ 市制の自治体は県内に11市あるが、すべての市で3号指定に相当する指定があった。
- ・ しかし実質は、ほとんどのところで市町村設置の社会福祉協議会のみが指定の対象である。名護市のみ、社会福祉法人を包括指定している。
- ・ 社会福祉法人以外（公益法人、認定NPO法人等）を指定している市はひとつもない。

認定NPO法人に対して

- ・ 認定NPO法人について、条文があるのは25市町村。うち5町村が条文で、町村内に事務所を置く法人と限定を加えている。
- ・ 上記のうち、別表での個別指定の方式で、認定NPO法人の名称の記載がある市町村はない。また表中が空欄のため実質指定なしなのは、16市町村。ゆえに、認定NPO法人が3号指定されているのは、実質6町村。
- ・ ある町では、3号指定の別表の認定NPO法人欄に、NPO法人の名称が記載されている。
- ・ 県内ですでに認定を受けているNPO法人は、アンビシャス（主たる事務所：那覇市）、メッシュ・サポート（同：名護市）であるが、いずれの市も認定NPO法人は控除の対象寄附金となっていない。

例題）名護市に主たる事務所を置く認定NPO法人メッシュ・サポートへ寄附した場合、住民税の控除が受けられるのは、西原町、北中城村、中城村、多良間村、与那国町の住民のみである。

公益法人（公益社団法人・公益財団法人）に対して

- ・ 公益法人について3号指定に相当する指定を行っているのは26市町村。
- ・ 上記のうち、別表での個別指定の方式で、個別の公益法人の名称の記載があるのは八重瀬町のみ

であり、記載されているのは「日本ユニセフ協会」で県内の公益法人ではない。

- ・表中が空欄のため実質指定なしなのは、18市町村。
- ・また、5町村で、町村内に事務所を置く法人と限定を加えており、対象はさらに狭まる。

(2) 4号指定（認定NPO法人以外のNPO法人の指定）の認知状況

NPO法人にかかる制度も次年度（平成24年度）より大きく変わることになる。平成23年6月に改正された特定非営利活動促進法（NPO法）が施行となるが、これに合わせて租税特別措置法も改正され、認定NPO法人の認定機関が国税庁から各都道府県に移る。そして、今回の調査と直接関連がある制度改正としては、「現下の厳しい経済情勢に対して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」によって、認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金に対しても住民税の寄附金控除が受けられる可能性が出てきたという点がある。（この認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金の控除指定を、通称「4号指定」と呼ばれる）

こうした状況を踏まえ、4号指定の認知について、市民協働・NPO担当課を主な対象として、以下の設問によりアンケートを行った。

問1 (3号指定に関する問い。集計困難のため公表できず)

問2 4号指定でNPO法人を税額控除の対象とできることを知っているか？ → 知っている・知らない

問3 4号指定の条例の制定を検討しているか？ → はい・いいえ

結果の一覧は本報告書（概要版）の末尾に付す。

以下、概況を述べる。

問2（新寄附税制における4号指定の認知）

この問いは、平成23年6月の「現下の厳しい経済情勢に対して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」によって追加となった、認定NPO法人以外のNPO法人についても、都道府県・市町村の条例によって住民税の寄附金控除の対象とすることが可能となったこと（4号指定）について、各市町村においての認知を尋ねたものである。

なお、先に説明した「(1) 条例での指定状況」の調査で入手した各市町村の住民税条例を見ると、すでに9市町村で4号指定の条文があった。そのうち、実際にNPO法人を指定しているのは4村であった。

- ・4号指定が市町村において制定できるようになったことについて、知っているかとの問いに「はい」と答えたのは、26市町村、「いいえ」と答えたのは15市町村であり、制度について認知が

進んでいないことが分かった。

- ・ 「いいえ」と回答した市町村のうち、4 町村では既に条例は制定済み（指定の有無は問わず）であることから、この制度について十分な認知と理解がないことが伺える。
- ・ 実際に NPO 法人を指定している今帰仁村と伊江村の 2 町村のうち、伊江村は「いいえ（制度を知らない）」と回答している。

問3（新寄附税制における4号指定の検討）

次に、4号指定を今後行うかどうかについて尋ねた。

- ・ 「検討中」と回答したのは7市町村であるが、そのうち、条例の制定は済んでいるのは4市町村、条例の制定が無いのは2市であった。しかし、いずれの市町村でも、条例の制定そのものではなく、どのNPO法人を指定するかどうかの基準が課題であるとの認識であった。
- ・ 「いいえ（検討していない）」と回答したのは、34市町村であった。なお、そのうちそもそもNPO法人がないのは6町村である。

NPO法人の設立数は、その人口と一定の相関があり、人口の少ない地域においては、NPO法人の数そのものが少ない。6町村では、NPO法人の認証数が0である。

NPO法人数が10以下という地域では、それらのほとんどが福祉サービスを行うNPO法人であり、障害者自立支援法によって小規模作業所のNPO法人化が進み、地域の障がい者等の支援を担う人々がNPO法人として活動しているケースは増加している。こうした地域では、地域の「公的」サービスをNPO法人が担っていることは間違いない。しかしながら、そのすべてを4号指定に含めるかどうかについては、議論が必要であろう。

一方、都市部においてはNPO法人の数も多く、またその活動も多種多様であることから、どのNPO法人を4号指定の対象とするか、慎重な議論が求められるであろう。

人口の少ない地域でも、また都市部においても、まずはNPO法人とは何ぞやという根本的な認識を共有し、その後この4号指定について議論を深めていただきたい。

4. まとめ

今回の調査で分かったことは、住民税の寄附金控除の制度の意義があまり知られていないため、制度を積極的に活用しようという市町村がほとんどなかった、ということである。また、条例を改正し3号指定を設けはしていても、実際には空欄のままで指定がないケースが多いが、これは公益法人等がない町村も多いということが起因しているようにも見受けられた。

しかしながら、市民（県民）が必要とする「公共的サービス」は多種多様であり、そのニーズは近年、増加していることは間違いない。

これらの「公共的サービス」の資金をすべて行政が賄えるわけでもなく、それぞれの法人が資金を調達し社会的課題の解決に取り組んでいる現状がある。平成23年6月に成立した新寄附税制は、これらの「公共的サービス」を担う法人への制度面での支援である。すなわち、税金とは別に支払われる「公共への投資」である寄附が、さまざまな「公共的サービス」へ活用されるよう促すことができる、ということに他ならない。

今後、各市町村における「住民税の寄附金控除」の対象寄附金の指定範囲の拡大し、沖縄県全域で、県民どうしが支え合う社会の実現に向けた、その環境整備が進むことが待たれる。

【解説3】用語について

<新寄附税制>

平成23年6月施行の「現下の厳しい経済情勢に対して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により、寄附金の税制優遇について改正が行われた。その改正は、個人所得税と、個人住民税に関して行われたが、特にこの調査に関係する個人住民税については、①適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げ、②認定NPO法人以外のNPO法人についても、都道府県・市町村が条例で指定することで住民税控除の対象とすることができるようになったことが、重要な点である。

<個人住民税の寄附金控除>

現時点では、個人が寄附をした金額から2,000円を引いた額の4%が県民税から、6%が市町村民税から税額控除することが可能である。ただし、いずれも都道府県・市町村において条例でその旨が定められている必要があり、かつ、その対象となる寄附先の法人についても都道府県・市町村によって条例で指定されていないといけない。

<認定NPO法人>

国税庁による一定の審査を経て、税務上の特典を受けることができるのが「認定NPO法人」である。具体的には、公益事業の法人税非課税措置や、寄附金の税制優遇などである。なお、一般の「NPO法人」は、都道府県の「認証」があって設立されるもので、この「認定」制度とは異なる。「認定」の根拠法はこれまで「租税特別措置法」であったため、その認定機関は国税庁であったが、平成23年6月「改正NPO法」が制定されたことを受け、平成24年4月から認定の権限が都道府県へと委譲されることになる。また認定要件も緩和され、今後、認定NPO法人の増加が予想される。なお、2012年1月末時点での沖縄県内の認定NPO法人は、難病支援の「アンビシャス」、ドクターヘリの「メッシュ・サポート」の2法人である。

沖縄県内市町村における住民税の寄附金控除の条例制定状況調査
 【条例での指定状況】調査結果 一覧票

2012年1月31日時点

	条例根拠	3号指定								4号指定	指定方法			回答した部署	備考				
		独立行政法人	地方独立行政法人	公益社団法人 財団法人	学校法人	社会福祉法人	更生保護法人	特定公益信託	認定NPO法人	NPO法人	事業所所在地による限定	包括	個別			併用			
沖縄県	第23条2	●	●	●	●	●	●	●	●										
市域	那覇市 第34条7					○							○				市民税課		
	宜野湾市 第34条7					○							○				税務課		
	石垣市 第34条7					○							○				税務課		
	浦添市 第34条7					○							○				市民税課		
	名護市 第34条7					●					市内の事業所に限る	○					税務課		
	糸満市 第34条7	△	△	△	△	▲	△	△	△	△				○				税務課	
	沖縄市 第34条7					▲								○				市民税課	
	豊見城市 第34条7	△	△	△	△	▲	△	△	△					○				税務課	
	うるま市 第34条7					○								○				市民税課	
	宮古島市 第34条7	△	△	△	△	▲	△	△	△					○				税務課	
南城市 第34条7	△	△	△	△	▲	△	△	△					○				税務課		
国頭郡	国頭村 第34条7	△	△	△	△	▲	△	△	△		村内の事業所に限る		○				住民課		
	大宜味村 第34条7		△	△	△	▲	△	△	△	△	社福のみ村内の事業所に限る		○				財務課		
	東村 第34条7	△	△	△	△	▲	△	△	△		村内の事業所に限る		○				住民課		
	今帰仁村 第34条7	△	△	△	△	▲	△	△	△	▲			○				住民課		
	本部町 第34条7					●					町内の事業所に限る	○					町税対策課		
	恩納村 第34条7	▲			△	▲								○				税務課	
	宜野座村 第34条7					●					村内の事業所に限る		○					村民生活課	
	金武町 第34条7	▲			▲	▲								○				税務課	
伊江村 第34条7			●		●				▲	村内の事業所に限る			○				住民課		
中頭郡	読谷村 第34条7	●	●	●	●	●	●	●	●		村内の事業所に限る	○						税務課	
	嘉手納町 第34条7					○							○					税務課	
	北谷町 第34条7					○							○					税務課	
	北中城村 第34条7	●	●	●	●	●	●	●	●		対象寄附金の範囲は県税条例に準じる		○					税務課	
	中城村 第34条7	●	●	●	●	●	●	●	●		対象寄附金の範囲は県税条例に準じる		○					税務課	
	西原町 第34条7	●	●	●	●	●	●	●	●		対象寄附金の範囲は県税条例に準じる		○					税務課	
島尻郡	与那原町 第26条	△	△	△	△	▲	△	△	△				○					税務課	
	南風原町 第34条7					○							○					税務課	
	渡嘉敷村 第34条7	△	△	△	△	▲	△	△	△	△				○				総務課	
	座間味村 第34条7	△	△	△	△	▲	△	△	△	△				○				総務課	
	粟国村 第34条7	△	△	△	△	▲	△	△	△					○				総務課	
	渡名喜村 第34条7	△	△	△	△	▲	△	△	△	△				○				総務課	
	南大東村 第34条7	△	△	△	△	▲	△	△	△					○				総務課	
	北大東村 第34条7	△	△	△	△	△	△	△	△					○				企画財政課	
	伊平屋村 第34条7	△	△	△	△	▲	△	△	△	△				○				会計課	
	伊是名村 第34条7	△	△	△	△	▲	△	△	△					○				総務課	
久米島町 第34条7	△	△	△	△	▲	△	△	△					○				税務課		
八重瀬町 第34条7	△	△	▲	△	▲	△	△	△	▲				○				税務課		
宮古郡	多良間村 第34条7	●	●	●	●	●	●	●	●				○				総務財政課	別表での包括指定	
八重山郡	竹富町 第34条7																	税務課	1号2号は有
	与那国町 第34条7	●	●	●	●	●	●	●	●					○				総務財政課	別表での包括指定
合計		26	25	26	27	40	25	25	25	10	11	10	29	1					

	独法	地方独法	公益法人	学校法人	社福	更生保護	公益信託	認定NPO	4号
● 条文で包括指定and別表で全部指定	6	6	7	6	10	6	6	6	1
○ 条文で個別指定	0	0	0	0	7	0	0	0	0
▲ 別表で個別指定あり	2	0	1	1	21	0	0	0	3
△ 別表が空欄等=実質指定なし	18	19	18	20	1	19	19	19	6

凡例
 ● 条文で包括指定、または別表で全てを指定
 ○ 条文で個別指定
 ▲ 別表による個別指定で別表に指定法人あり
 △ 別表による個別指定で別表に指定法人なし

		4号指定							備考
		制度を知っているか		制定の検討		参考			
		はい	いいえ	はい	いいえ	NPO法人の数	4号指定を既に行っている市町村	4号指定されているNPO法人の数	
市域	那覇市	○		○		169			
	宜野湾市	○			○	32			
	石垣市	○			○	14			
	浦添市	○			○	39			
	名護市	○			○	25			
	糸満市	○		○		9	△	0	
	沖縄市	○			○	48			
	豊見城市	○			○	8			
	うるま市		○		○	16			
	宮古島市	○		○		23			
南城市	○			○	8				
国頭郡	国頭村	○			○	2			
	大宜味村	○		○		3	△	0	
	東村	○			○	1			
	今帰仁村	○		○		4	▲	4	
	本部町	○			○	6			
	恩納村	○			○	3			
	宜野座村		○		○	2			
	金武町	○			○	4			
	伊江村		○		○	2	▲	2	
中頭郡	読谷村		○		○	8			
	嘉手納町		○		○	3			
	北谷町		○		○	4			
	北中城村		○		○	7			
	中城村	○		○		1			
西原町		○		○	11				
島尻郡	与那原町		○	○		3			
	南風原町	○			○	9			
	渡嘉敷村	○			○	1	△	0	
	座間味村		○		○	0	△	0	
	粟国村	○			○	0			
	渡名喜村	○			○	0			
	南大東村		○		○	1			
	北大東村		○		○	0			
	伊平屋村	○			○	1	△	0	
	伊是名村	○			○	3			
久米島町	○		○		2				
八重瀬町		○		○	9	▲	5		
宮古郡	多良間村		○		○	0			
八重山郡	竹富町	○			○	6			
	与那国町		○		○	0	△	0	
合計		26	15	8	33	487	9		

※NPO法人の数は、平成23年9月30日時点のもの

【参考資料 1】

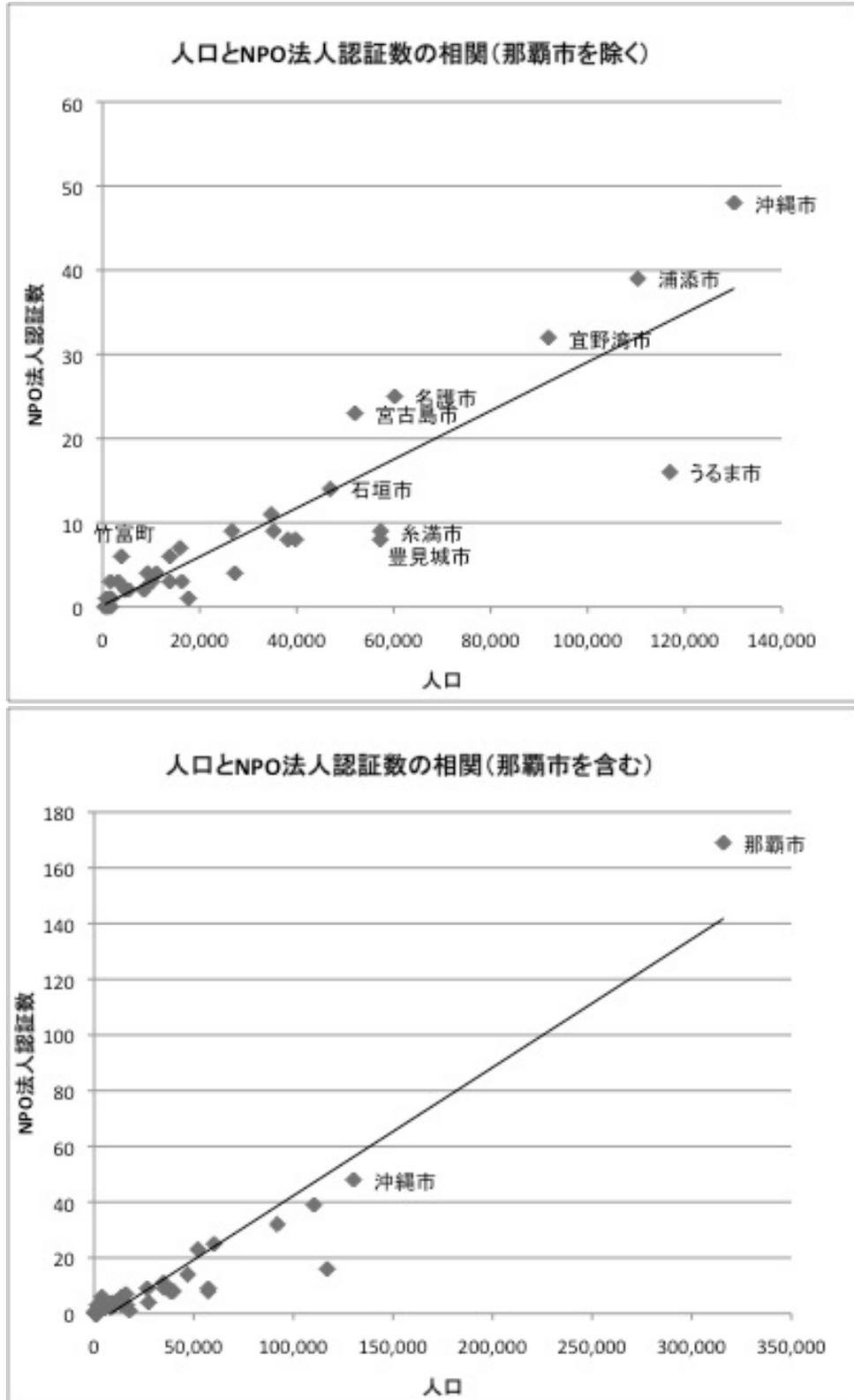
沖縄県内の NPO 等公益活動団体数

	NPO数	社会福祉法人	学校法人	公益法人
	H23.9.30現在	H22.4.1現在	H22.9.16現在	H22.9.29現在
1 那 覇 市	169	68	12	127
2 宜 野 湾 市	32	15	4	7
3 石 垣 市	14	13	0	7
4 浦 添 市	39	21	3	22
5 名 護 市	25	26	1	6
6 糸 満 市	9	19	2	7
7 沖 縄 市	48	33	0	13
8 豊 見 城 市	8	17	0	3
9 う る ま 市	16	34	1	7
10 宮 古 島 市	23	16	0	10
11 南 城 市	8	18	0	2
12 国 頭 村	2	1	0	0
13 大 宜 味 村	3	1	0	0
14 東 村	1	0	0	1
15 今 帰 仁 村	4	1	0	0
16 本 部 町	6	6	0	1
17 恩 納 村	3	1	0	0
18 宜 野 座 村	2	3	0	0
19 金 武 町	4	3	1	1
20 伊 江 村	2	1	0	3
21 読 谷 村	8	6	3	0
22 嘉 手 納 町	3	1	1	1
23 北 谷 町	4	4	0	4
24 北 中 城 村	7	3	2	0
25 中 城 村	1	1	2	2
26 西 原 町	11	8	1	6
27 与 那 原 町	3	7	0	2
28 南 風 原 町	9	13	1	15
29 渡 嘉 敷 村	1	0	0	0
30 座 間 味 村	0	0	0	0
31 粟 国 村	0	1	0	0
32 渡 名 喜 村	0	0	0	0
33 南 大 東 村	1	0	0	0
34 北 大 東 村	0	0	0	0
35 伊 平 屋 村	1	0	0	0
36 伊 是 名 村	3	1	0	0
37 久 米 島 町	2	3	0	2
38 八 重 瀬 町	9	12	0	2
39 多 良 間 村	0	0	0	0
40 竹 富 町	6	1	0	0
41 与 那 国 町	0	1	0	0
合 計	487	359	34	251

出典：沖縄県 NPO プラザ「バナナ通信」2011 年秋号

【参考資料 2】

図 県内市町村の人口と NPO 法人認証数の相関（左 那覇市を除く、右 那覇市を含む）



出典：平成 22 年国勢調査、沖縄県 NPO プラザ「バナナ通信」2011 秋より、みらいファンド沖縄作成